



事例

上肢(手や腕)に軽い麻痺がある障がい者です。通学している学校の授業で実験の実習があります。実験は、受講生同士のグループで行います。障がいがあるため、細かい作業が難しく、試薬をこぼしたり、器具を落としたりすることがありますが、毎回実験の実習に参加してきました。

今回、担当教員から「次の実験は、触れるとやけどを負うなど危険性の高い試薬を使うので、試薬の取り扱いはせず、他のグループメンバーで対応してもらうように」という話がありました。グループ内での自分の作業が一部制限されてしまい残念に思います。

学校の説明

- ・今までの試薬は危険性がなかったので、作業の分担はグループ内で自由に決めてもらっていた。
- ・今回の試薬は、こぼして触れるとやけどなどの危険があり、「本人及び第三者の安全確保」の観点から、本人には試薬を取り扱わないようお願いした。
- ・実験実習は、カリキュラム上必須であり、「事業の目的、内容、機能の維持」の観点から、本人及び他の受講者が実験実習を習得するために、本人の作業を一部制限することはやむを得ないと考えた。



学校の対応は、「障がいを理由とする差別」にあたるのでしょうか？



学校の対応は、障がいを理由に、障がいのない者と比べて”異なる”取り扱いをしています。が、”異なる”取り扱いが、「不当」な取り扱いかどうか、(正当な理由の有無)の検討が必要です。

正当な理由に相当すると判断するために必要なこと

A「異なる取り扱い」は、正当な目的があり、やむを得ない場合であるか。

B 個別の事案ごと、障がい者(本人)、事業者、(学校)、第三者(他の受講者)の権利利益等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断する。

学校の対応

- ・今までの実習での状況(試薬をこぼしたり、器具を落としたりする)や、試薬の特性(本人や他の受講者がやけどをする懸念がある)という個別の事案が検討されている。
 - ・実験実習を行うことができないと、カリキュラムに定められた内容や教育目的に影響する。
 - ・次の実験実習に限った制限であり、やむを得ない場合といえる。
- 上記A、Bに該当し、正当な理由によるものであり、不当な差別的取り扱いには該当しない、といえます。

本事案は、「障害を理由とする差別の解消の推進相談対応ケーススタディ集」から引用しています。

詳細については、内閣府WEBサイトで確認することができます。

詳しくは
こちら



障がいのあるかたの差別に関する相談窓口は、以下のとおりです。

市役所福祉課(障害福祉グループ) ☎0587-32-1281

FAX0587-32-1219

障がい者基幹相談支援センター ☎0587-23-6713(代表)

FAX0587-33-4666



今回は、障害者虐待防止法についてお伝えします。